

相談事業の活動実績とご相談内容等について

令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）



NDF 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

1. 相談事業の概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、法定業務である「NDFが資金援助を行った原子力事業者に係る原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う」ことの一環として、**福島県内外で原子力損害賠償に係る弁護士による法律相談・行政書士による情報提供**を行っている。NDFが発足した平成23年の10月から実施し、令和3年3月までに延べ45,524件の相談・情報提供を実施した。

相談事業の形態について

対面相談（弁護士）

福島県内

巡回相談	復興住宅	復興住宅に入居された方々を対象に、個別相談を実施。
	仮設住宅	県内の仮設住宅集会所を順次訪問し、個別相談を実施。
	その他	避難指示が解除された地域の公共施設や借上住宅居住者で構成されている自治会の集会所等を会場として、説明会・個別相談を実施。
常設会場相談	県内主要都市・地域（郡山市、福島市、会津若松市、白河市、いわき市、双葉郡※、南相馬市）の公共施設等を会場として、定期的に個別相談を実施。 ※令和2年度より富岡町、楡葉町で実施	
弁護士会への委託相談	福島県弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

福島県外

県外相談会	避難指示区域からの避難者が多い都県において、相談者のニーズに合わせた相談会を実施（H26年2月以降は住居確保損害を主なテーマとした説明会を同時実施）。	
NDF本部 対面相談	NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に対面での個別相談を実施。 ※年末年始等を除く	
弁護士会への委託相談	全国の弁護士会と法律相談事業に関する委託契約を締結し、全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施。	

電話（弁護士・行政書士）

電話相談（弁護士）

NDF本部（東京）で毎週火曜日・木曜日に弁護士による電話での個別相談を実施。
※年末年始等を除く

電話情報提供（行政書士）

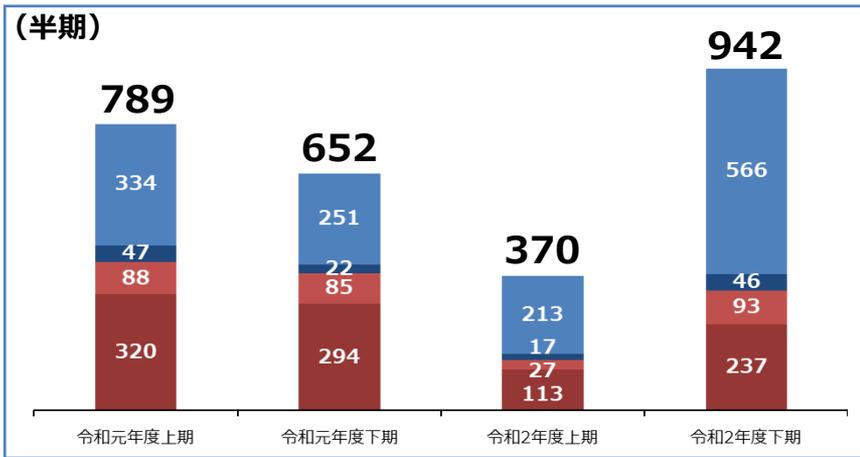
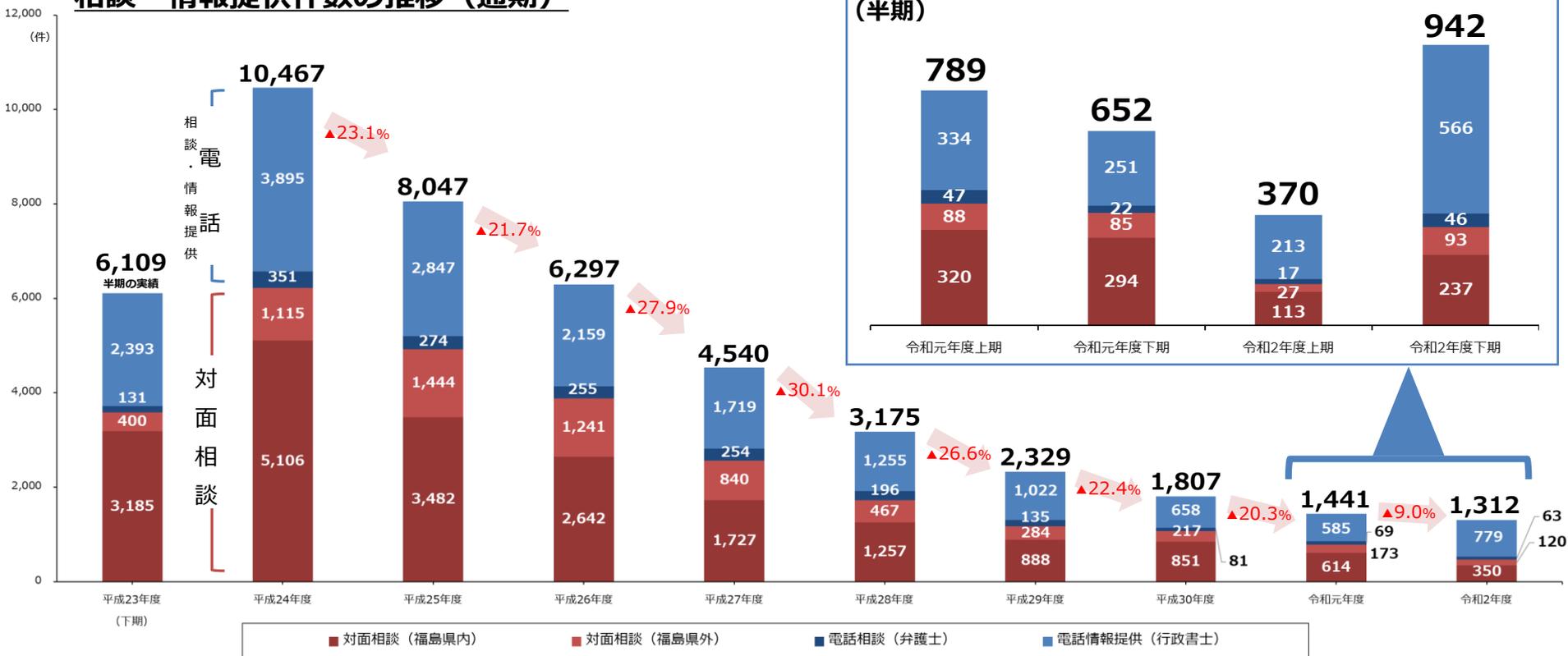
NDF本部（東京）で毎週月曜日～土曜日に行政書士による電話での情報提供を実施。
※年末年始等を除く



2-1.相談・情報提供件数の推移

- ✓ 令和2年度は、コロナ禍に係る政府の緊急事態宣言と県や都の緊急事態措置等を受けて、一部の対面相談・電話相談の開催を中止した。
 ※ 常設会場相談は4月21日から5月末まで、巡回相談は4月初から6月末まで、県外相談会は開催を予定していた2回の開催を中止。
 本部電話相談・対面相談は、4月8日から6月7日まで実施を中止。電話情報提供は、左記期間については福島事務所にて実施。
- ✓ 令和2年度は、計1,312件の相談・情報提供を実施した（対面相談470件、電話相談・情報提供842件）。対前年度比▲9.0%の減少となっている。ただし、半期毎で見た場合、上期は緊急事態宣言の影響等により顕著に件数が下がっているが、下期は事故後10年を迎えるタイミングで、メディアでの報道機会が多く、また、政府やNDFの広報・周知活動の強化の影響もあり、対前年同期比で+44.5%（+290件）と大きく増加している。
- ✓ 対面相談は対前年度比▲40.3%（▲317件）減少した。内訳は、福島県内が▲43.0%（▲264件）、福島県外が▲30.6%（▲53件）の減少となっている。
- ✓ 電話相談・情報提供は対前年度比+28.7%（+188件）増加した。内訳は、電話相談が▲8.7%（▲6件）の減少、電話情報提供が+33.2%（+194件）の増加となっている。

相談・情報提供件数の推移（通期）



NDF 2-2.相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

- ✓ 巡回相談（復興住宅）は、対前年度比▲55.6%（▲150件）と大きく減少した。4月から6月の開催中止に加えて、7月以降も会場によっては新型コロナ感染を懸念する声があり再開が遅れたこと、相談会の案内のための戸別訪問を感染拡大防止の観点から控えたこと等の影響と考えられる。
- ✓ 常設会場相談は、対前年度比▲28.2%（▲68件）と巡回相談と比較して減少幅は小さい。なお、下期は109件と前年同期（115件）とほぼ同水準の相談件数となっている。
- ✓ 福島県外については、県外相談会の減少が大きく目立つが、一部相談会の開催中止に加え、新型コロナ感染拡大の影響を受けやすかった首都圏での開催が多かったこと等の影響と考えられる（P5「3.県外相談会の実績」参照）。
- ✓ 電話（相談・情報提供）は、特に電話情報提供件数が大きく増加した。新型コロナ感染拡大の影響で対面相談を控えて電話での問い合わせ事例が増えたことに加え、損害賠償請求状況の確認を促すチラシ（チェックリスト）の送付や政府広報・文部科学省広報の反響が大きかったことが要因と考えられる（P8～10「（参考）東電福島原発事故の損害賠償請求権に係る広報等の取組①～③」参照）。

相談・情報提供件数の推移（相談形態別）

(件)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和2年度		平成23年度～ 累計		
	下期								上期	下期	上期	下期				
対面相談	3,585	6,221	4,926	3,883	2,567	1,724	1,172	1,068	787	408	379	470	140	330	26,403	
内 訳	福島県内	3,185	5,106	3,482	2,642	1,727	1,257	851	614	320	294	350	113	237	20,102	
	巡回相談	2,394	3,588	2,007	1,330	786	534	407	306	147	159	134	39	95	11,888	
	内訳															
	復興住宅	-	-	-	-	3	34	236	328	270	135	135	120	37	83	991
	仮設住宅	2,360	3,327	1,718	1,133	657	449	131	25	0	0	0	0	0	9,800	
	その他	34	261	289	197	126	51	35	54	36	12	24	14	2	12	1,097
	常設会場相談	791	1,518	1,475	1,312	941	723	486	395	241	126	115	173	64	109	8,055
	弁護士会委託	-	-	-	-	-	-	-	49	67	47	20	43	10	33	159
	福島県外	400	1,115	1,444	1,241	840	467	284	217	173	88	85	120	27	93	6,301
	内訳															
県外相談会	356	390	475	598	365	233	150	103	96	45	51	51	15	36	2,817	
NDF本部対面相談	44	52	50	37	44	37	30	24	17	11	6	15	3	12	350	
弁護士会委託	-	673	919	606	431	197	104	90	60	32	28	54	9	45	3,134	
電話（相談・情報提供）	2,524	4,246	3,121	2,414	1,973	1,451	1,157	739	654	381	273	842	230	612	19,121	
内 訳	電話相談（弁護士）	131	351	274	255	254	196	135	81	69	22	63	17	46	1,809	
	電話情報提供（行政書士）	2,393	3,895	2,847	2,159	1,719	1,255	1,022	658	585	334	779	213	566	17,312	
期間合計 対面相談+電話（相談・情報提供）	6,109	10,467	8,047	6,297	4,540	3,175	2,329	1,807	1,441	789	652	1,312	370	942	45,524	
説明会参加者数（人）	2,646	2,905	2,108	2,556	1,258	580	390	174	109	46	63	35	19	16	12,761	

2-3.相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

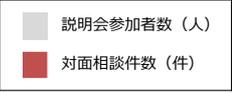
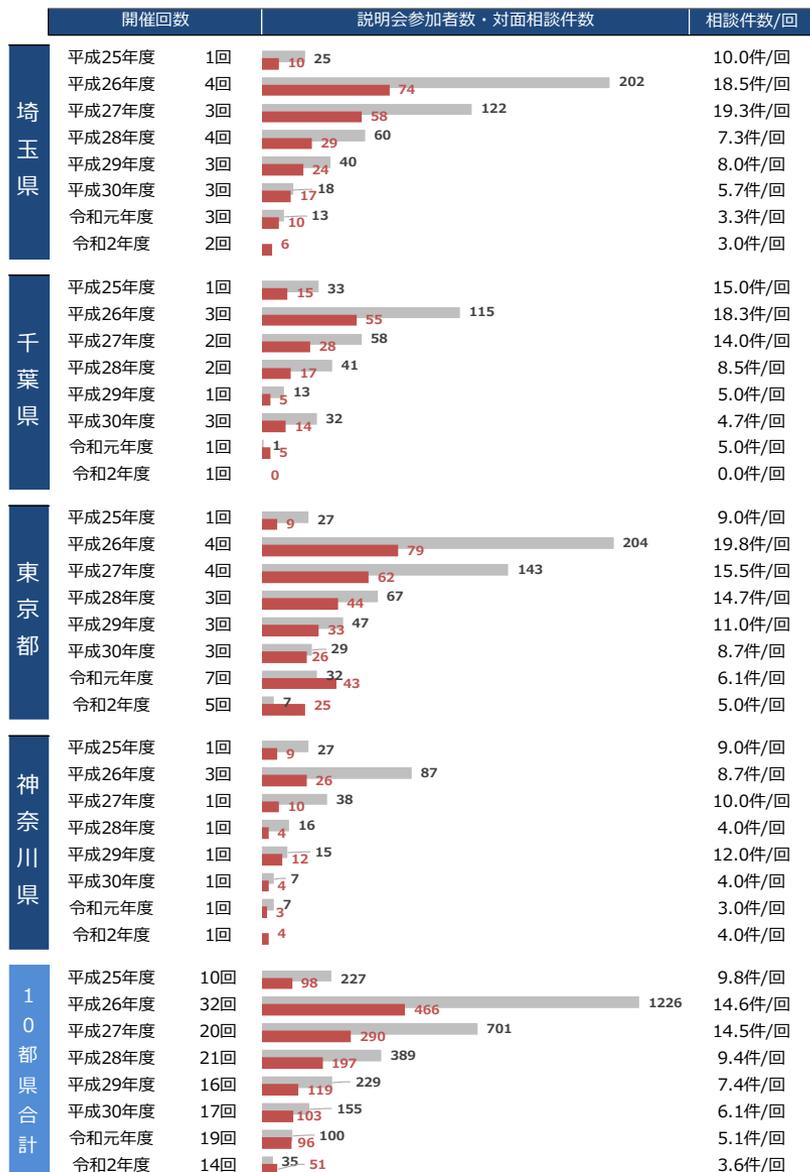
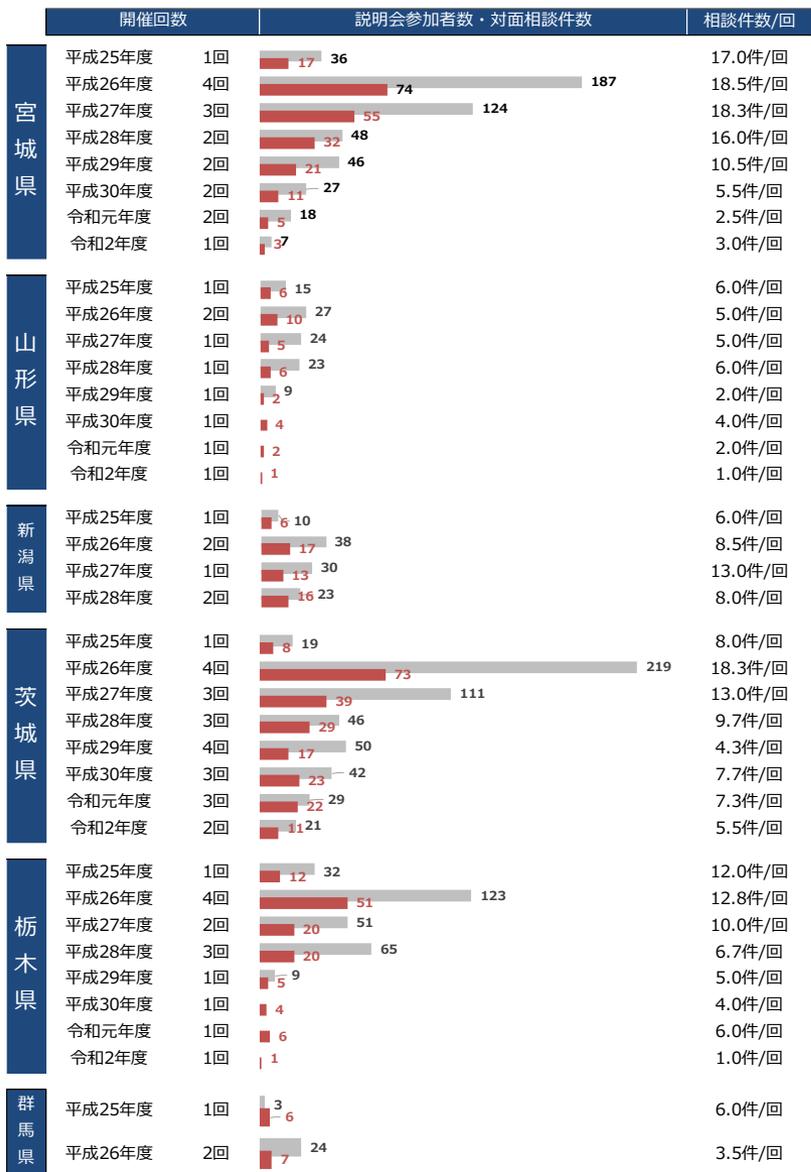
- ✓ 12市町村では前年度に引き続き、「浪江町」、「南相馬市」、「富岡町」、「大熊町」、「双葉町」の件数が多い。
なお、「楡葉町」の件数は、前年度比で+20.5%の53件となった。
- ✓ 12市町村以外では「いわき市」、「その他福島県」の件数が大きく増加した。政府および文部科学省が実施した広報（新聞広告、新聞折込チラシ）の反響で、事故時に自主的避難等対象区域に居住されていた方からの問い合わせが増加したことが要因と考えられる（P9～10「（参考）東電福島原発事故の損害賠償請求権に係る広報等の取組②～③」参照）。

相談・情報提供件数の推移（事故発生時の居住地別）

(件)	平成23.3.11 時点の人口	平成23年度 下期	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和2年度 上期	令和2年度 下期	平成23年度～ 累計	
											上期	下期				
田村市	41,662	137	177	104	65	34	25	15	11	10	5	5	11	1	10	589
南相馬市	71,561	902	1,810	1,164	921	723	510	380	320	193	122	71	149	41	108	7,072
川俣町	15,877	138	152	82	55	40	28	25	12	7	2	5	4	0	4	543
広野町	5,490	83	212	80	49	31	18	8	5	4	1	3	19	4	15	509
楡葉町	8,011	300	529	340	367	222	160	104	53	44	27	17	53	14	39	2,172
富岡町	15,960	448	866	710	477	377	276	254	189	200	88	112	144	48	96	3,941
川内村	3,038	124	118	114	55	46	41	18	9	7	6	1	9	1	8	541
大熊町	11,505	353	820	503	384	202	146	152	135	147	78	69	138	54	84	2,980
双葉町	7,140	60	158	315	211	159	111	96	84	98	49	49	76	29	47	1,368
浪江町	21,434	814	1,657	1,176	801	567	417	366	371	300	162	138	221	69	152	6,690
葛尾村	1,567	100	134	86	60	40	30	21	18	7	2	5	10	1	9	506
飯館村	6,509	239	434	187	131	97	74	45	39	35	17	18	45	13	32	1,326
いわき市		439	475	345	253	193	105	61	45	26	15	11	45	6	39	1,987
その他福島県		1,189	1,325	1,264	1,127	728	415	198	95	67	37	30	139	19	120	6,547
福島県外		419	700	486	344	242	119	109	67	51	32	19	65	7	58	2,602
その他（外国、不明）		358	300	139	34	58	41	31	22	11	4	7	28	12	16	1,022
期間合計		6,103	9,867	7,095	5,334	3,759	2,516	1,883	1,475	1,207	647	560	1,156	319	837	40,395

※ 平成23.3.11時点の人口は、「避難指示区域の状況（避難地域12市町村の詳細）」、福島復興ステーション。 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html> より
 ※ 同一案件での継続的な相談・情報提供等は1件として集計する場合があるため、2-1・2-2の相談・情報提供件数の合計値とは一致しない
 ※ 「その他福島県」は、被災12市町村およびいわき市以外の福島県内の市町村

3. 県外相談会の相談実績 (個別相談会 + 住居確保損害に関する説明会)

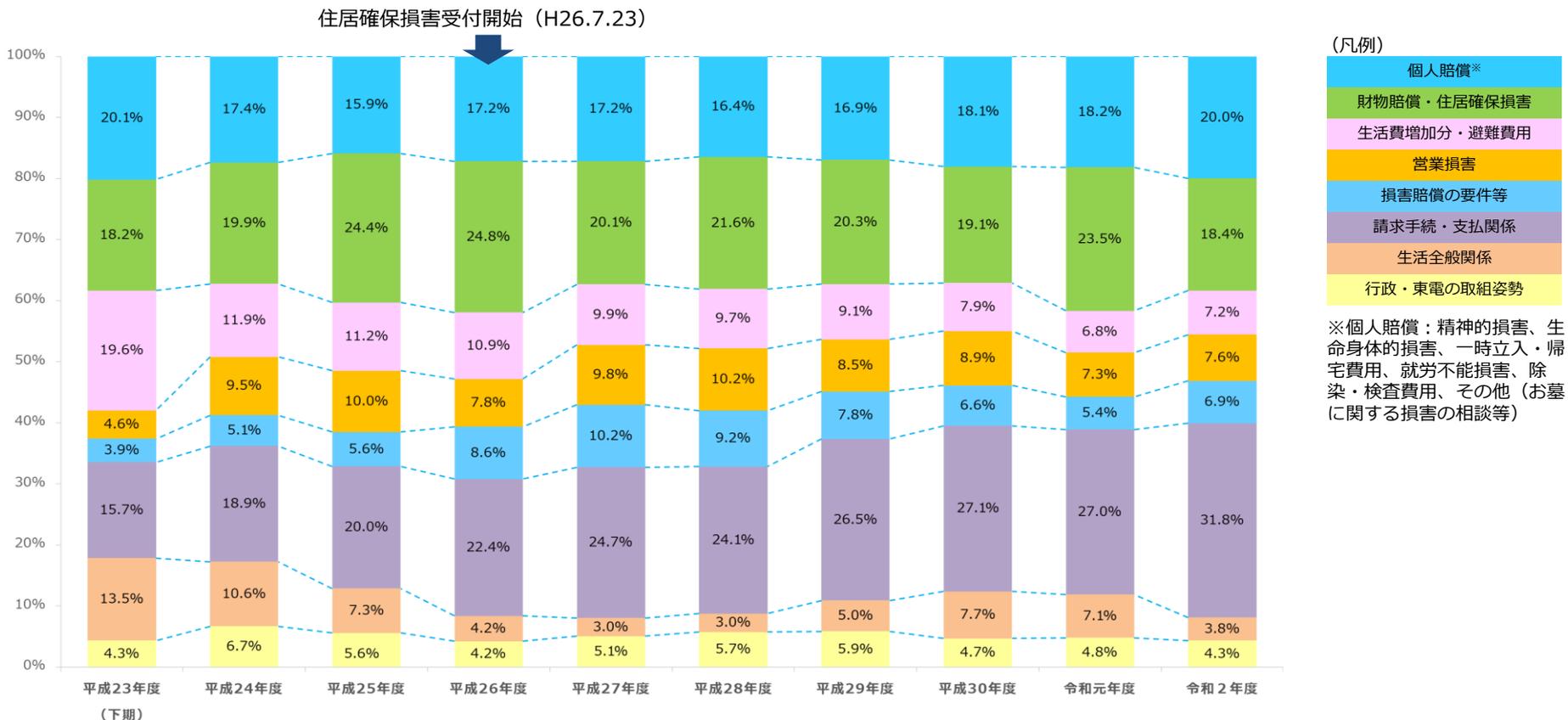


※一部の相談会は個別相談会のみの実施（説明会は実施せず） ※政府の緊急事態宣言を受けて、令和2年度に開催を予定していた東京（5月・北千住）と茨城（6月・日立）の相談会は開催中止

4.相談・情報提供内容の推移

- ✓ 相談・情報提供の内容の割合は、平成27年度以降、「請求手続・支払関係」、「財物賠償・住居確保損害」、「個人賠償」の順に高い比率で推移していたが、令和2年度は「個人賠償」が「財物賠償・住居確保損害」の比率を上回った。
 - ✓ 「請求手続・支払関係」の比率が前年度から大きく増加したが、相談・情報提供全体に占める電話情報提供の利用割合が高くなったこと（電話情報提供は「請求手続・支払関係」の相談が多い）や、「消滅時効」に関する問い合わせが増加したことが要因と考えられる。
- ※ 「消滅時効」に関する問い合わせ件数は、令和元年度27件に対し、令和2年度92件

相談・情報提供の内容の割合の推移



※1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合はそれぞれを相談内容の数に計上

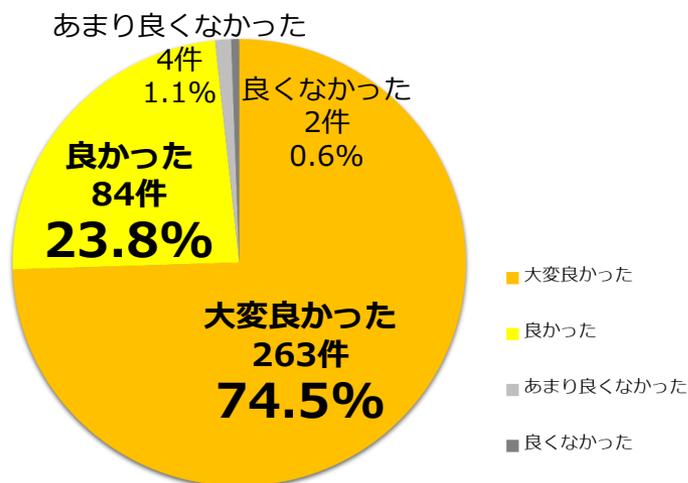
※グラフは相談内容の総数に対する各相談内容の数の割合（相談内容の総数 平成23年度下期：10,064 平成24年度：19,180 平成25年度：15,878 平成26年度：13,318

平成27年度：9,931 平成28年度：5,845 平成29年度：4,362 平成30年度：3,616 令和元年度：2,743 令和2年度：2,554）

※令和元年度の数値について、集計に不備があったため前回報告からの変更あり

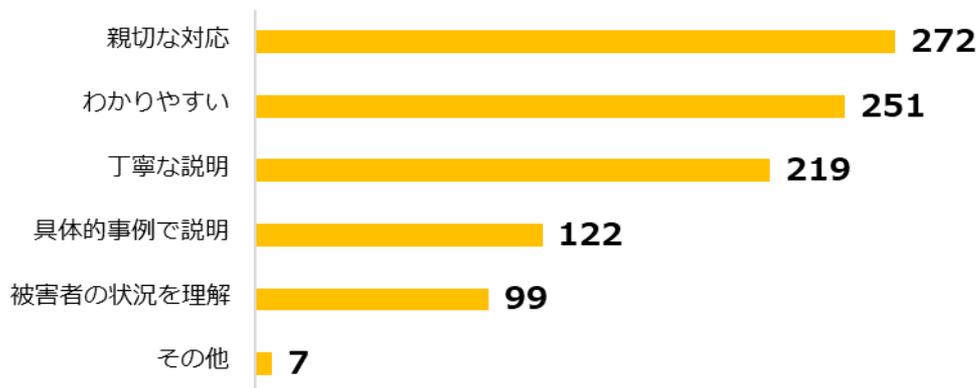
5.相談者アンケートによる相談会の評価

Q1.個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか？ n=353 (巡回相談、常設会場、県外相談会で実施したアンケート結果の集計)

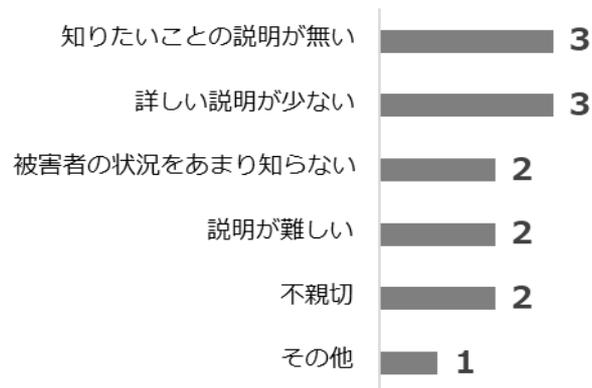


Q2.どのような点でそう感じられましたか？ (複数回答可)

「大変良かった」「良かった」と思う点



「あまり良くなかった」「良くなかった」と思う点



(参考) 東電福島原発事故の損害賠償請求権に係る広報等の取組①

✓ 令和2年1月実施の第51回原子力損害賠償紛争審査会で東電福島原発事故に関する消滅時効への対応として広報・相談活動を強化することが決定された。

○ 広報・相談についての基本的な考え方（第51回原子力損害賠償紛争審査会 配布資料より）

- ・ 広報・相談を東電任せせず、国や関係機関も適切な役割分担の下、一体となり、効果的に広報・相談を行う。
- ・ 広報・相談に当たっては、福島県及び被災市町村と連携する。
- ・ 広報内容については、文部科学省から基本となる案を示し、一定の統一感をもって実施する。

✓ 上記を踏まえ、NDFでは損害賠償請求状況の確認を促すチラシ（チェックリスト）を作成。令和2年9月～10月に12市町村の広報誌に同封して約4万部を送付した他、説明会や相談窓口で配布するなど、被害者への広報活動を強化した。

✓ 政府広報・文部科学省広報の問い合わせ先は、適切な窓口を紹介するためにNDFの電話相談ダイヤルに一元化された（問い合わせ先がNDFの電話相談ダイヤルである主な政府広報・文部科学省広報は、P9～10「(参考) 東電福島原発事故の損害賠償請求権に係る広報等の取組②～③」参照）。

損害賠償請求状況の確認を促すチラシ（チェックリスト）

<表面・裏面>

ステップ2

請求状況・内容のご不明な点については、東京電力にお問い合わせください（電話or窓口）。その際、**当機構の無料相談を確認し、その内容をお知らせください**をお伝えください。東京電力が請求状況を確認し、その内容をお知らせいたします。

<東京電力ホームページ掲載の相談に関するお問い合わせ電話番号>

0120-926-404

受付時間：9:00～19:00（月～金（祭日除く）） 9:00～17:00（土・日・休）

ステップ3

「請求漏れの不安が残る」、「専門家の意見を聞いてみたい」等の場合、**当機構の無料相談をご利用ください。**

<対面相談をご希望の場合>（お申し込み不要）

予約ダイヤル **0120-330-540**

<電話相談をご希望の場合>（お申し込み不要）

電話相談ダイヤル **0120-013-814**

請求漏れについての相談に限らず、「賠償金額に納得がいかない」、「ADRの申立てはどうかはわからない」、「賠償請求権が時効を迎えるのか不安だ」等、原発事故の賠償についてお迷いがある場合は、何でもご相談ください。避難指示区域内外、個人・事業者問わず、どこでもご利用いただけます。

○ 機構の無料相談会について

毎月、市町村の広報誌に左記の相談会情報（チラシ）を同封させていただきます。相談会開催予定については、相談会情報（チラシ）をご覧ください。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構は政府出資の特別法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。

http://www.ndf.go.jp/gyomu/sodanka_annai.html

各相談会の詳細情報は下記のとおりです。

NDF相談会（仮称）

政府出資の原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東電福島原発事故による被害者の皆さまへ

2021年3月で事故から10年。

原子力損害の賠償請求はお済みでしょうか？

一度、請求漏れがないか等のご確認をおすすめします。

保存版

請求漏れ確認の3ステップ

ステップ1 チェックリストは、本チラシ半面に掲載！

ステップ2 「機構のチェックリストを全て確認したかどうか、分からないという方へ」

ステップ3 「請求漏れがないか不安だ」

チェックリストで請求状況を確認

請求状況の不明な点を東京電力に問い合わせ

120-330-540

120-926-404

120-013-814

機構の無料相談で専門家に相談

<中面>

請求漏れ確認の3ステップ

ステップ1 ご自身で以下のチェックリストを参考に請求状況をご確認ください。

避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域） 個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求） 請求状況チェックリスト

個人別状況	対象となる主な賠償	請求内容	未請求内容
避難生活による精神的苦痛	避難生活による精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
行政官署等への苦情	行政官署等への苦情	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生命・身体的苦痛	生命・身体的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財産上の損害	財産上の損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
精神的苦痛	精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
早期帰還に伴う精神的苦痛	早期帰還に伴う精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自主的帰還に係る費用	自主的帰還に係る費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅等の移転・消滅費用	住宅等の移転・消滅費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
立木の賠償	立木の賠償	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅等の移転・消滅費用	住宅等の移転・消滅費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
立木の賠償	立木の賠償	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

避難指示解除準備区域 個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求） 請求状況チェックリスト

個人別状況	対象となる主な賠償	請求内容	未請求内容
避難生活による精神的苦痛	避難生活による精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
行政官署等への苦情	行政官署等への苦情	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生命・身体的苦痛	生命・身体的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財産上の損害	財産上の損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
精神的苦痛	精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
早期帰還に伴う精神的苦痛	早期帰還に伴う精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自主的帰還に係る費用	自主的帰還に係る費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅等の移転・消滅費用	住宅等の移転・消滅費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
立木の賠償	立木の賠償	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅等の移転・消滅費用	住宅等の移転・消滅費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
立木の賠償	立木の賠償	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記は請求の対象とならない項目も含んでいます。例えば、被害発生時高において就労されていた方（就労・保護予定者を除く）は基本的に対象になりません。
 ・ 事故発生後に居住していた区域によって賠償額が異なる場合があります。
 ・ 施設賠償では認められていない項目や賠償金額も、仮定の事項に応じて、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の判断や手続で定められる可能性があります。

※チェックリストは配布する市町村の区域に合わせて5種類作成
 ※詳しくはNDFのHP「原子力損害賠償請求状況（請求漏れ等）のご確認について」参照

https://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai_seikyuu.html

(参考) 東電福島原発事故の損害賠償請求権に係る広報等の取組②

- 政府広報（新聞広告） 令和2年11月30日～12月6日
 全国紙5紙、ブロック3紙（北海道新聞、東京・中日新聞）、地方紙65紙

- 文部科学省広報（新聞広告）
 福島民報 令和2年12月29日～令和3年1月11日（計6回）
 福島民友 令和3年1月10日～1月28日（計4回）

政府広報 | 文部科学省

原子力損害の賠償請求はお済みですか？

- 原子力損害の賠償請求の时效は「損害及び加害者を知った時から10年」とされています
- 請求の漏れがないか確認をお願いします

無料相談 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
0120-013-814
 10:00～17:00 月～土(除く休祝日)

詳しくは▼

政府広報 | 文部科学省

原子力損害の賠償請求はお済みですか？

- 原子力損害の賠償請求の时效は「損害及び加害者を知った時から10年」とされています
- 請求の漏れがないか確認をお願いします

無料相談 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
0120-013-814 10:00～17:00 月～土(除く休祝日)

詳しくは▶

<福島民報>

私、全部請求したかな？ 文部科学省からのお知らせ まだ賠償請求できます！

原発事故の賠償請求はお済みですか？

亡くなったご家族の賠償が残っている 事故当時に子どもや妊婦だった

「請求漏れがあるかもしれない」と思ったら

無料電話相談 月～土 10:00～17:00 (休休日、12/29～1/3を除く)
0120-013-814

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
国の法律に基づき設立された機関です。

▼詳しくは▼

令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。
・時効の期間は、損害を知った時から10年間となります。
 ・事故後10年が経過したからといって、請求ができなくなるとは限りません。

<福島民友>

私、全部請求したかな？ 文部科学省からのお知らせ まだ賠償請求できます！

原発事故の賠償請求はお済みですか？

亡くなったご家族の賠償が残っている 賠償が最後まで済んでいない 「請求漏れがあるかもしれない」と思ったら

事故当時に子どもや妊婦だった 住居確保損害が未請求

無料電話相談 10:00～17:00 月～土(休休日を除く)
0120-013-814

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
国の法律に基づき設立された機関で、原子力損害賠償の法律相談等を行っています。

詳しくは▶

令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。
・時効の期間は、損害を知った時から10年間となります。
 ・事故後10年が経過したからといって、請求ができなくなるとは限りません。

(参考) 東電福島原発事故の損害賠償請求権に係る広報等の取組③

○文部科学省広報（リーフレット改訂版）
令和2年12月中旬から市町村の広報誌に同封して配布等

○文部科学省広報（新聞折込チラシ）
福島民報 令和3年3月8日（福島県全域）
福島民友 令和3年5月3日（福島県全域）

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

原子力損害の賠償請求はお済みですか？

私、全部請求したかな？

まだ賠償請求できます！

時間が経てば経つほど、証拠書類が集めにくくなります。

例えば、以下に該当する場合など、請求漏れがないかなどの確認をお願いします。

- 亡くなったご家族の賠償が残っている
- 通院費や給与等の減収分の賠償が最後まで済んでいない
- 事故当時に子どもや妊婦だった ※慰謝料が加算される場合があります
- 事故当時借家だった方で住居確保損害が未請求

「請求漏れがあるかもしれない」と思ったら、まずは、お電話ください。

無料電話相談 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 NDF
法律に基づき設立された法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。

0120-013-814 10:00～17:00 月～土 (祝休日、12/29～1/3を除く)

※このお電話で、原子力損害の賠償に関する相談、文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）等の適切な窓口の案内をいたします。

※NDFでは、請求状況チェックリストを配布しており、その確認方法も案内しております。

※賠償金額に納得がいけない等の場合には、ADRセンターのご利用をおすすめいたします。

身近な方でお困りの方がいらっしゃいましたら、電話相談のご案内をお願いします。

令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。

- ・時効の期間は、損害を知った時から10年間となります。
- ・東京電力は時効に関して柔軟な対応を行う旨、公表しています。
- ・事故後10年が経過したからといって、請求ができなくなるとは限りません。
- ・請求手続き中に時効で請求できなくなる、ということはありません。

個別の事情により、時効に関する対応が異なることがありますので、法律の専門家へのご相談をおすすめします。

詳しくは ▶ [東電原発事故時効](#) 検索

<表>

文部科学省からのお知らせ

東電福島原発事故の原子力損害賠償請求

確認してください！
請求漏れはありませんか？

0120-013-814

お気軽にご相談ください！

文部科学省

東電原発事故時効 検索

<裏>

最後まででない

事故当時に子どもや妊婦だった

住居確保損害が未請求

東電福島原発事故の損害賠償でお困りの方、**無料電話相談**をご利用ください。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
0120-013-814
10:00～17:00 月～土 (祝休日を除く)

今までどのような賠償をもらったかわからない

弁護士に依頼したいが、どうすればいいか？

廃炉等支援機構では、無料電話相談のほか、等も行ってまいります。

・弁護士の対応や説明はいかがでしたか？

た

くならなかった 1件 0.9%

大変良かった

良かった

あまり良くなかった

良くなかった

大変良かった 79件 67.5%

令和2年度上期のアンケート結果

まずはお電話お待ちしております。 文部科学省

※上記デザイン（+別デザイン1種類）のポスターを公共施設等に掲示